

公園等樹木基礎調査業務 特記仕様書

1. 委託場所 吹田市青山台Ⅰ丁目地内ほか

2. 委託期限 令和9年3月31日

3. 業務目的

市内の公園樹木は、高度経済成長期を中心に拡大した公園整備で植栽されたものも多く、中には植栽後50年以上が経過し、巨木化や老齢化しているものも多くみられ、維持管理上の課題が増加している。本業務では、これら公園樹木の適正な管理を目指し、公園樹木の現況を把握するため、公園樹木管理台帳の基礎となる樹木情報を把握する基礎調査を実施する。さらに、公園利用者等の安全・安心を確保するための樹木健全性を把握するための手法の検討を行うことを目的とする。

4. 業務内容

4.1 調査計画策定及び調査準備

本業務の担う具体的な役割を明確化し、業務工程の検討、必要資料の整理等、本業務を円滑に遂行するため調査計画の策定を行うものとする。

調査準備では健全度調査を行った樹木等の位置等も把握すること。

4.2 現地調査

本市が管理する公園・緑地等の樹木の約半数に相当する約2.5万本を想定している。別紙一覧表の高木（3m以上）を対象に、種名・幹周・位置情報（公共座標）について現地調査を行う。

なお、現地調査の具体的な方法については、監督員との協議により決定する。また、明らかに枯木や倒木の恐れのある樹木を発見した場合は緊急処置を講じること。

本業務は、本数を基準としているため個所数や面積については増減する可能性があります。

4.3 GISデータ作成

現地調査の結果（樹木の種名・幹周・位置情報データ）と、貸与する吹田市都市計画図（DMデータ）を、地理情報システム（GIS）に取り込み、シェープファイル形式でデータを作成する。

なお、対象木のうち過年度（令和3年～7年度）に健全度調査の対象となっている樹木については既存（CADで作成）の樹木位置図等との照合作業を行い、樹木番号もデータに付与すること。

4.4 位置図作成

作成した地理情報システム（GIS）データを元に、樹木位置・ID・種名・樹木番号（健

全度調査を実施した樹木含む）を表示した樹木位置図（図幅は A3 1/1,000）を作成する。
樹木位置図は A4 背割り製本として作成する。

4.5 健全度調査対象樹木の抽出方法の検討

公園樹木の健全な育成と倒木等を起因とした重大な事故を未然に防止するため、健全度調査の対象木の抽出方法を複数検討する。抽出に際して、樹木サイズ（幹周）、種名、生育場所等の生育条件、施設の配置、公園の利用状況、公園等の種別等の各種状況、過年度（平成 26 年～27 年度、令和 3 年～7 年度）に行った健全度調査及び令和 7 年度の公園等樹木基礎調査検討結果を踏まえたうえで、リスクが最小化される抽出方法を複数検討する。

4.6 報告書作成

成果として、調査方法、公園・緑地樹木一覧等の集計結果、健全度調査の対象木抽出方法の検討等を記載した報告書を作成する。

4.7 成果品

成果品は次のとおりとし、一式を 2 部提出すること。なお、電子データのファイル形式は「シェイプ形式（GIS）」、「イラストレータ形式（Adobe）」、「.docx .xlsx .pptx（Microsoft）」等の一般汎用データ形式とし、これら電子データがすべて本市にて処理及び加工、修正が可能な状態で納品すること。また、データを図面化するにあたっては、本市提供データを基に、本市にて加工可能な複合図として作成すること。成果品は本業務の進行に合わせ、必要な時期に遅延無く提出しなければならない。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ・ 報告書（A4 版） | 一部 |
| ・ 公園樹木位置図（A4 背割り製本） | 一部 |
| ・ 作業状況写真 | 一式 |
| ・ 打合せ記録簿 | 一式 |
| ・ その他監督員が指示するもの | |
| ・ 上記の電子データ（ポータブル HDD・1TB・USB3.0 以上等） | 1 台 |

5. 履行

5.1 管理技術者

直接雇用し、次のいずれかひとつに該当する者を管理技術者として配置できること（入札参加申請日以前 3 か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）。

ア 技術士法による二次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門

に係る業務に関し３年以上実務経験を有する者。

イ 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し３年以上実務経験を有する者。

ウ （社）建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（登録部門を「造園」とするものに限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの。

エ （社）建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（登録部門を「都市計画及び地方計画」とするものに限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもので、造園部門に係る業務に関し３年以上実務経験を有する者。

5.2 照査技術者

直接雇用し、前記ア、イ、ウ、エの条件のうちいずれかひとつに該当するものを照査技術者として配置できること（入札参加申請日以前３か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）。

※なお、管理技術者と照査技術者とは兼務することは出来ない。